

個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について



1 経過及び概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和3年5月に公布され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において、全国的な共通ルールが規定されました。

地方公共団体の個人情報保護制度は、これまでそれぞれの個人情報保護条例に基づき運用してきましたが、改正法が施行される令和5年4月1日以降は、法に基づき運用することになります。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の概要)

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分に認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様(1,000人以上等)とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度(定期的な提案募集)について、国と同じ規律を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
- 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

※個人情報保護委員会資料

2 条例の見直し

本市の個人情報保護制度は、令和5年4月からは法に基づき運用することになるため、条例については、法の施行に必要な事項について定める見直しを行います。7月に鳥取市情報公開制度等審議会を設置し、条例の規定内容について取りまとめ、9月から10月にかけての市民政策コメント等により市民の意見を募集します。条例案については、市議会12月定例会に提案する予定としています。

3 見直しの内容

(1) (仮称)鳥取市個人情報保護法施行条例

① 本人開示等請求における手数料(法第89条第2項)

法は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

【方向性】

情報公開の推進とこれまでの市民サービス維持の観点から、市民に対し手数料の負担を求める

のは適当でないため、現行どおり手数料は無料とし、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めるとします。

② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

法は、提案に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は、地方公共団体においては、都道府県及び指定都市以外の実施は任意となっています。これは地方公共団体において十分な知見を持った人材がいないこと等により、適切な運用の確保等が課題となっているためです。

【方向性】

市が保有する個人情報は、市民の権利利益を守るために慎重に扱う必要があるため、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集等は、現段階では実施しません。したがって、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については規定しません。

※行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報であり、事業者等からこの情報の利用に関する提案があった場合に、これを審査のうえ提供する制度。

③ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

法で定める「要配慮個人情報」に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、当該地方公共団体の条例で規定することができます。ただし、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできません。

【方向性】

現行条例の要配慮個人情報は、法と同じ内容になっています。地域の特性等により条例に定めるべき具体的な記述は現時点で見当たらないため、「条例要配慮個人情報」については規定しません。

※要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

④ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

法は、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない旨規定しています。また、法は、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することを妨げるものではない旨規定しています。

【方向性】

本市では、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧に供しています。法施行後は、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられるため、「個人情報取扱事務登録簿」を廃止し、「個人情報ファイル簿」の作成・公表に移行します。

※個人情報取扱事務登録簿

行政機関等が行う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務の名称、目的及び対象者の範

困、取り扱う個人情報の項目、個人情報の収集先等を登録した帳簿。

※個人情報ファイル簿

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法等を記載した帳簿。

⑤ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）

保有個人情報の開示請求に係る不開示情報について、法と鳥取市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）の整合を図る規定を条例に設けることができます。

【方向性】

法と情報公開条例の不開示情報の規定には違いが見られますが、法の不開示情報の規定により情報公開条例と同様の開示・不開示の判断ができるため、不開示情報の整合を図るための規定は設けません。一方で、法にある不開示情報の規定で情報公開条例にないものや範囲の異なるものがあるため、情報公開条例の規定を見直し、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図ります。

⑥ 開示請求等の手続について（法第 108 条）

法は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、請求があった日から 30 日以内にしなければならない旨規定し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を 30 日以内に限り延長することができる旨規定しています。一方で、条例に規定することにより、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行う期限を改正法で定めた日数より短い日数とすることが可能です。

【方向性】

開示決定等の期限は、法は開示請求があった日から 30 日以内と規定していますが、本市では現行どおり 15 日以内とします。また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、現行どおり法と同じ 30 日以内とします。

⑦ 審査会等の審議事項について（法第 129 条）

法は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定しています。

【方向性】

個人情報保護制度の適正な運用を図るため、安全管理について講ずる措置を定めようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合などにおいて、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときに鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる仕組みを導入します。

⑧ その他

ア 適用範囲

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者とします。議会は、法が適用されないため、本条例の適用対象から除きます。

イ 運用状況の公表

個人情報保護制度の各実施機関における運用状況の公表について、引き続き規定します。

(2) 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会は、学識経験者により構成され、個人情報の取得に関する事

項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項及び審査請求に関する事項について、調査及び審議をすることとしていますが、法の施行により所掌事務を見直す必要があります。

【方向性】

審査会の所掌事務について、法に規定がない個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項を削除するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる事項を加えます。

(3) 鳥取市情報公開条例

第7条各号において、行政文書の開示請求に係る不開示情報を規定しています。法にある不開示情報の規定で、情報公開条例にない規定や範囲が異なるものがあります。

【方向性】

法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定と整合を図るため、情報公開条例の不開示情報の規定を見直します。(情報公開条例第7条)

見直し案	現行
(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないと認められる情報	(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 (追加)
(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (削除)	(4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの
(5) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報	(追加)
(6) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	(6) 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(削除)	(8) 実施機関（市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの